

■ 4条1項11号

不服 2020-6856

<本願商標>

きらり薬局

第35類「薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、事業の管理、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、職業のあっせん、輸出入に関する事務の代理又は代行、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「キラリ」（標準文字）

第5類「薬剤」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、・・・、「きらり薬局」の文字からなるところ、当該文字は同書、同大、等間隔で、その構成中「薬」の文字の一部に十字星様のデザインが施されていることも相まって、まとまりよく一体的に表してなるものである。

そして、本願商標の構成中「薬局」の文字部分が、本願指定役務「薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」との関係において、役務の提供場所を表すものと理解される場合があるとしても、十字星様のデザインが施されている「薬」の文字を含む「薬局」の文字が役務の提供場所を表すものとして普通に使用されている事情は見いだせず、「きらり」の文字部分のみに着目するというよりは、まとまりよく一体的に表された構成全体をもって一体不可分の商標と認識し把握するものとみるのが相当である。

また、本願商標から生じる「キラリヤッキョク」の称呼も、語呂がよく、格別冗長であるということもできず、よどみなく一連に称呼し得るものである。

また、本願構成中「きらり」の文字は、「瞬間的に光るさま。きらめくさま。」を、「薬局」の文字は「薬剤師が調剤する場所、また併せて医薬品の販売をおこなう店。」(いずれも、株式会社岩波書店「広辞苑 第七版」)を意味する語であるものの、その構成全体として、特定の意味合いを生じるものではないから、本願商標からは特定の観念は生じない。

したがって、本願商標は、その構成全体に相応して「キラリヤッキョク」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「キラリ」の片仮名を横書きに表してなるところ、「キラリ」の文字は、「瞬間的に光るさま。きらめくさま。」を意味する「きらり」の語に通じるものであるから(株式会社岩波書店「広辞苑 第七版」)、当該文字に相応して、「キラリ」の称呼を生じ、「瞬間的に光るさま。きらめくさま。」の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、デザインが施された「薬局」の文字の有無、文字種及び文字数において顕著な差異があることから、両者は外観上、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標からは「キラリヤッキョク」の称呼が生じ、引用商標からは「キラリ」の称呼が生じるものであるから、「ヤッキョク」の音の有無という差異があることから、明瞭に聴別できるものである。

そして、観念においては、本願商標からは特定の観念が生じず、引用商標からは「瞬間的に光るさま。きらめくさま。」の観念が生じるものであるから、観念上、紛れるおそれがない。

以上を総合的に勘案すると、本願商標と引用商標は、外観及び称呼において相違し、観念において紛れるおそれがないものであるから、商品及び役務の出所について誤認混同を生じるおそれのない、互いに非類似の商標というのが相当である。

してみれば、本願商標と引用商標は非類似の商標であるから、商品及び役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものではないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「きらり薬局」は、「薬局」の文字部分が、本願指定役務との関係において役務の提供場所を表すものと理解される場合があるとしても、十字星様のデザインが施されている「薬」の文字を含む「薬局」の文字が役務の提供場所を表すものとして普通に使用されている事情は見いだせず、「きらり」の文字部分のみに着目するというよりは、まとまりよく一体的に表された構成全体をもって一体不可分の商標と認識し把握するものとみるのが相当である、と認定されました。

その結果、引用商標「キラリ」とは、外観及び称呼において相違し、観念において紛れるおそれがないものであるから、商品及び役務の出所について誤認混同を生じるおそれのない互いに非類似の商標というのが相当である、と判断されています。

審決の理由によると、本願商標を構成する「薬」の文字がデザイン化されていたことが、「きらり」と「薬局」が分断されないとする根拠になっているようにも見受けられます。

請求人としては、当然に普通書体での「きらり薬局」の使用も考えるでしょうから、審決では「薬」の文字のデザイン化には言及せず、素直に（？）類否を判断してあげた方が親切だったように思います。この理由では、普通書体による「きらり薬局」を安心・安全に使用できるものかどうか、請求人は迷ってしまうのではないのでしょうか。

一般的な取引の実情として、「〇〇〇薬局」のような薬局の名称が、「〇〇〇」と「薬局」に分断された上で、「〇〇〇」だけで需要者に認識されることはあまりないように思います。ただ、薬局の名称として周知・著名性がある場合や、「〇〇〇」の部分の造語性が高い場合には、「〇〇〇」だけが要部として、需要者に認識されることもあり得るでしょう。

個人的には、本願商標はちょうどその中間くらいに位置するように思えますし、原則的な考え方としては、やはり指定役務との関係で「薬局」の文字には識別力はないでしょうから、仮に本願商標が普通書体だった場合の引用商標との類否判断は、かなり難しいものとなるのではないかと考えます。

請求人としては、標準文字商標についても出願した方が、安心と言えるでしょう。
(なお、実際、本審決が出た後に出願されているようです。)

もっとも、引用商標権者の取扱商品は「農薬」ですから、薬局の名称として「きらり薬局」がどのような態様で使われているかが、そもそも問題視はされないような気がします。

(弁理士 永露 祥生)
< 2021年3月16日 >